

平成29年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組(外務省)

外務省全体における取組

○事務次官から全省員へのメッセージ発信(「ゆう活」, 夏期休暇・月1休暇の取得, 超過勤務縮減)

- * 特に, 7月~9月までの期間に, 可能な限り2週間の夏期休暇取得を呼びかけ

○「ゆう活」の着実な実施

- * 毎週水曜日は可能な限り17:15までの退庁(不可の場合も少なくとも20:00までの退庁)励行

○超過勤務縮減の徹底

- * 人事課長より, 省内の関係課長会議において, ワークライフバランス改善を要請
- * 首席事務官研修において, ワークライフバランスについて外部講師による研修実施

○多様な働き方の推進

- * 「テレワーク強化月間」の実施(7, 8月), テレワーク・デイの呼びかけ(7月24日)
- * フレックスタイム制度の活用促進
- * プレミアムフライデーの実施

○男性職員の「産休」取得促進

- * 男性職員の育児参加のためのチェックシートの導入

○業務効率化の試み

- * 「集中タイム」を導入(本省内において, 午後1時半から2時半の1時間, 各自が作業に集中するため他課室への不急の電話は控える時間帯を設ける。)
- * 不要・不急業務の見直し
- * ペーパーレス化の促進(資料の簡素化・標準化, 不要な紙資料の廃棄等整理整頓)

「ゆう活」実施概要

・実施期間: 平成29年7月~8月の2か月間

・実施概要等: 原則として全本省職員。職員の希望や業務状況に応じて, なるべく多くの実施日(少なくとも10日以上)を設定。